

IV 特定事業届等作成要領

- ◇ 添付書類等として作成する図面等については、他法令に基づく許可申請等の書類として提出するもので、同等の内容を確認できればそれらで代えることができる。
- ◇ 他法令に基づく許可申請等の手続等が不要な特定事業であっても、土砂条例上の手続や必要書類に相違はない。

1 特定事業届（別記様式第1号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。
届出書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。
- ◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【特定事業届出関係】

- (1) 特定事業場の位置
特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。
- (2) 特定事業場及び特定事業区域の面積
実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
1/500 程度でA0～A4の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。
（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の位置を明示すること。）（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）
- (4) 特定事業の目的
特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。
- (6) 現場管理責任者の氏名
施行規則第18条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載しており、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。
- (8) 特定事業の期間
特定事業を行う期間を記載すること。
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
事業の前後の構造が判別できる1/500 程度の断面図であること。
（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

※届出後、実際に特定事業を開始するまでの間に現地の地形に手を加えるなどして、現地の実情が、事業開始前の図面と異なる状態になると、変更届の提出を求める場合があるので注意すること。

- (10) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画（別紙）

搬入土砂等の区分は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）及び「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国土交通省通達）によるものであること。

【添付書類関係】

- (11) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し
（法人の場合にあつては、商業登記事項証明書）

マイナンバーカードの写しは表面のみとする。

住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前3月以内に発行したものに限る。

- (12) 特定事業場の位置図

1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

- (13) 特定事業場の付近の見取図

1/500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

- (14) 特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

（原則として1/250～1/500程度の図面とする。）

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

- (15) 特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前3月以内に発行したものに限る。

- (16) 特定事業場の公図の写し

特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (17) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

- (18) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
（別記様式第2号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

- (19) 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等と

する。

(20) その他

1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

2 特定事業（一時堆積事業）届（別記様式第3号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。

届出書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

- ◇ 届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【特定事業届出関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可能）。

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA0～A4の大きさに図面を作成しその位置を明示すること。

（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む）の位置を明示すること。）（添付書類(17)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(4) 特定事業の目的

特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。

(5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地

特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。

(6) 現場管理責任者の氏名

施行規則第18条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(7) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること。

(8) 特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量

土砂等の年間及び1日平均の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(9) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

1/500程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

なお、断面図には、各縦横断面部において盛土が最大となる位置を記載すること（添付書類(17)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）。

【添付書類関係】

- (10) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し
（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）
マイナンバーカードの写しは表面のみとする。
住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前3月以内に発行したものに限る。
- (11) 特定事業場の位置図
1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 特定事業場の付近の見取図
1/500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 特定事業場の土地の登記事項証明書
届出日前3月以内に発行したものに限る。
- (14) 特定事業場の公図の写し
特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。
- (15) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
（別記様式第2号）
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度5km/h以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。
- (16) 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等とする。
- (17) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
（原則として1/250～1/500の図面とする。）
なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。
- (18) その他
1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

3 特定事業変更届（別記様式第5号）

- ◇ 提出部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。
- 届出書類は正本1通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

【変更届関係】

(1) 変更する事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2) 変更事項に応じた書類を添付すること。

(3) 特定事業届に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

4 特定事業軽微変更届（別記様式第6号）

◇ 提出部数は、1部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。

【変更届関係】

以下の事項に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく軽微変更届を提出する必要がある。

(1) 届出者の氏名及び住所

（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 特定事業に使用される土砂等の量

（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る）

(3) 採取場所若しくは搬入計画

（「特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書」は搬入計画には含まれない）

(4) 現場管理責任者

5 土砂等搬入届（別記様式第7号）

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等の採取場所ごとに作成すること。

(2) 5, 000 m³ごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(4) 添付書類について

・ 土砂等発生元証明書

・ 搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真

・ 検査試料採取調書、計量証明書（原則、発行日から6か月以内のものに限る。）

※土砂等発生元証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

6 土砂等発生元証明書（別記様式第8号）

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 5, 000 m³ごとに1通作成すること。
- (2) 土砂等発生元証明書の宛名
特定事業届出者となる。
- (3) 当該工事等に係る土砂等発生量
当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- (4) 発生土砂等運搬契約者
土砂等の発生場所から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

7 検査試料採取調書（別記様式第9号）

- ※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。
- ◇ 提出部数は、1部とする。
- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- (2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと（施行規則第9条第4項）。
- (3) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が、発行するものであること。

8 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）

- ※ 特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成すること。
- (1) 特定事業に使用される土砂等の量
(一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量)
特定事業届出時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更があつた場合は、変更後の量)
- (2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳
採取場所に係る工事等の名称を記載すること。
工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土取り場」など、採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

9 土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）

- ※ 一時堆積事業の場合のみ作成すること。
- (1) 特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量
特定事業届出時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
(変更があつた場合は、変更後の量)
- (2) 特定事業場等への搬出
 - ① 搬出先の直下の欄には、当該一時堆積場から搬出する場所を記載すること。
 - ② 搬出先に対応する各日付欄には、当該搬出先への1日当たりの搬出量を記載すること。

10 特定事業状況報告書（別記様式第 12 号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告量

報告に係る期間（6 月間）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

11 特定事業（一時堆積事業）状況報告書（別記様式第 13 号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第 11 号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が 0 になっていること。

12 特定事業水質検査等報告書（別記様式第 14 号）

※ 当該報告書には、採取した試料（水質又は地質）の検査試料採取調書（別記様式第 9 号）及び計量証明書を添付し、施行規則第 13 条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

※ 水質検査による場合の注意点

対象とする水質は、届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水であることに注意すること。

◇ 提出部数は、1 部とする。

(1) 水質検査による場合は、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質濃度について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。）に定める測定方法により行うこと（施行規則第 12 条第 1 項）。

(2) 地質検査による場合は、施行規則第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと（施行規則第 12 条第 1 項第 4 号）。

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第 107 条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

13 特定事業完了届（別記様式第 15 号）

- ◇ 提出部数は、2 部とする。ただし、特定事業区域が 2 以上の市町の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林（管理）事務所長が指定する部数とする。届出書類は正本 1 通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。
- ◇ 完了した特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。

14 その他

(1) 標識の掲示

特定事業が施工されている間は、特定事業場の見やすい場所に以下の項目を記載した標識を掲げること。なお、（標識：例）を参照のこと。

- (1) 特定事業届出年月日
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業の届出者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 現場管理責任者の氏名
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業区域の面積
- (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
- (10) 特定事業場の見取図

(2) 車両の表示

土砂等を搬入しようとするときは以下の項目を記載した表示をすること。なお、（車両表示：例）を参照のこと。

- (1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 特定事業区域の所在地
- (3) 特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称）
- (4) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）